

# 短時間勤務職員就業規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、社会福祉法人えどがわ（以下「法人」という。）の短時間勤務職員の労働条件及び服務規律を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規則は 短時間勤務職員（1週間の所定労働時間が20時間以上35時間以下の職員であって、期間の定めのない労働契約を締結した者（育児・介護休業法で定める短時間勤務制度の適用を受ける者を除く。）をいう。）に適用される。

2 この規則に定めのない事項については、通常勤務職員に適用される就業規則及び労働基準法その他の法令の定めるところによる。

## 第2章 転 換

(短時間勤務職員から通常勤務職員への転換)

第3条 通常勤務職員になることを希望する短時間勤務職員は、法人にその旨を申し出ることができる。

2 前項の規定により申出があった場合、法人は原則として申出日より3か月以内の期日を指定して、当該職員を通常勤務職員へ転換させるものとする。

## 第3章 労働時間、休憩時間、休日及び休暇

(労働時間、休憩時間及び休日)

第4条 始業及び終業の時刻、休憩時間並びに休日等については、個別の雇用契約において定める。

2 前項で定める出勤する曜日については、原則として月曜日から土曜日までの週3日以上とし、自己の都合により勤務曜日を限定することは認められない。

(時間外労働)

第5条 短時間勤務職員に前条で定める労働時間を超えて、又は前条で定める休日に労働させないことを原則とする。ただし、短時間勤務職員との協議の上、前条で定める労働時間を超えて、労働させる場合がある。

(年次有給休暇)

第6条 法人は短時間勤務職員に対し、雇入れ日及び当該日から起算して1年ごとに、勤続期間と1週間の所定労働日数に応じて、次表1の通り年次有給休暇を付与する。ただし、当該年次有給休暇を付与する日(以下「付与日」という。)の前1年間の全所定労働日における出勤率が8割未満の者には付与しない。

2 前項の規定にかかわらず、1週間の所定労働時間が30時間以上の場合は、週の実所定労働日数に関係なく、所定労働日数は5日とみなす。

3 第1項の週の所定労働日数は、付与日における所定労働日数とする。

4 年度途中に採用された職員の年次有給休暇は、次表2の雇用月に応じた区分ごとに定めた日数を付与する。

【表1】

週所定労働日数	勤務期間					
	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以降
5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	9日	10日	11日	12日	13日	15日
3日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
2日	4日	5日	5日	6日	6日	7日

【表2】

1週間の勤務日数	雇用月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日	10日	10日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
4日	8日	8日	8日	8日	7日	6日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
3日	6日	6日	6日	5日	4日	4日	3日	3日	2日	2日	1日	1日
2日	4日	4日	4日	3日	3日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	0日

## 第4章 賃 金

(賃 金)

第7条 給与規程第4条及び第5条に定める初任給格付けについて、就業規則第23条第1項に定める勤務区分の早番及び遅番の勤務を行わない職員は、原則として4号級下位の格付けとする。

また、通常勤務職員から短時間勤務へ転換した職員についても同様とする。

2 短時間勤務職員の賃金については、通常勤務職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じて、給料、調整手当、処遇改善手当(率)、処遇改善手当(定額)、新処遇改善手当、職層手当及びキャリア手当を支給する。

3 通勤手当は、所定労働日数が1か月に16日以上の場合は、1か月の通勤定期券代を支給し、1か月に16日未満の場合は、1日当たりの往復運賃に出勤日数を乗じた金額を支給する。

ただし、交通用具利用者については、週当たりの勤務日数に500円を乗じた金額を支給する。

## 第5章 賞 与

(賞 与)

第8条 期末手当及び勤勉手当は、通常勤務職員の所定労働時間に対する、短時間勤務職員の所定労働時間の割合に応じて支給する。

## 第6章 社会保険・労働保険の加入

(社会保険・労働保険)

第9条 短時間勤務職員には、健康保険・厚生年金保険が適用されるため、法人は必要な手続きを取る。

2 雇用保険の被保険者に該当する短時間勤務職員について、法人は必要な手続きを取る。

## 第7章 雑 則

(規程の準用)

第10条 第2条第2項の規定により通常勤務職員の就業規則を準用するときは、1週間の勤務日数割合及び1日の勤務時間数割合に応じた対応とする場合がある。

(改正)

第 11 条 この規則の改正は、職員の代表の意見を聞いた上、法人理事会の決議により行う。

## 附 則

この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 4 月 1 日 改正（第 7 条 2 項 キャリア手当を追加）